

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C事業所に所属し、D会社（以下「事業場」という。）に派遣され、部品のバリ取り工程のヤスリがけ等金属加工業務に従事していた。

2 請求人によると、事業場におけるバリ取り工程において、小さい金属製部品を右手の親指と人差し指で挟んで固定する作業（以下「本件作業」という。）を繰り返し行ったことにより、右手親指が痛くなったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、E整形外科に受診し、「右母指腱鞘炎、右母指ばね指」（以下「本件疾病」という。）の傷病名で加療を受けた。

3 本件は、請求人が療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、これらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

（略）

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、事業場におけるバリ取り工程において、本件作業を繰り返したことにより、本件疾病を発症したと主張しているので、以下検討する。

(2) ところで、上肢作業に係る疾病の業務起因性の判断に関しては、労働省（現：厚生労働省）労働基準局長が「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるので、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人が行っていた本件作業は、上肢の特定の部位である右手親指に負担のかかる状態で行うものであり、上肢に負担のかかる作業であると認められることから、請求人に係る本件疾病は、認定基準における上肢障害の対象とする疾病であると認められる。

(4) 請求人がバリ取り工程における本件作業を行っていた期間は、派遣された平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの約〇か月間であり、認定基準に示された原則6か月以上の相当期間従事した後に発症したのとは認められない。

(5) 次に、短期間であっても、請求人が発症前に過重な業務に従事したかどうかを一応検討すると、以下のとおりである。

ア バリ取り工程の業務量については、請求人と同一業務に従事する事業場の社員（以下「同種労働者」という。）は、業務に繁忙期はなく、バリ取りを行う個数はどの月も平均して同じくらいであると述べており、請求人がバリ取り工程の業務を行っていた期間に、同工程全体の業務量が増大していたという状況は認められない。

イ 請求人に係るバリ取り工程の業務量については、決定書理由に説示するとおり、請求人がバリ取りした部品の個数は同種労働者の3分の1程度である

ことが認められ、また、同種労働者は、請求人の2倍程の個数を処理していた旨述べている。

よって、請求人が、電動ルーターよりも作業効率の低いヤスリを使用していたため同種労働者よりもバリ取りした部品の個数が少なかったという事情はあるが、その点を考慮しても、請求人が同種労働者よりも過重な業務を行っていたものとは認め難い。

ウ その他、本件資料を子細に検討したが、長時間作業等本件疾病の発症に関する顕著といえるほどの促進要因は認められなかった。

エ なお、同種労働者は、平成〇年〇月から請求人に本件疾病が発症した平成〇年〇月までの〇年〇か月、バリ取り工程の業務を行っているが、本件疾病と同様な疾病は発症していない。

(6) また、過重な業務への就労と本件疾病の発症までの経過に関する医学的判断については、上記のとおり、認定基準で定める過重な業務への就労には該当しないことから、検討するに及ばない。

(7) 以上を総合すると、請求人は上肢等に負担のかかる作業に相当期間従事したとは認められず、また、本件疾病の発症前に過重な業務に就労したとも認められないことから、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。